

平成29年9月吉日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構
本部事務局
国立極地研究所
国立情報学研究所
統計数理研究所
国立遺伝学研究所
から謝金の支払を受けられる皆様へ

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長
藤井良一
(公印省略)

マイナンバー法施行に伴う個人番号等のご提示のお願い

日頃より、本機構の事務事業にご理解・ご協力頂き深く感謝を申し上げます。

本機構では、従前より謝金等の支払が生じた場合には、法令の定めに従い、支払先に代わり税金の計算や納付（源泉徴収事務）を行った上、報酬・料金等の支払調書、源泉徴収票及び給与支払報告書（以下「法定調書」という。）を税務当局（税務署及び市区町村）へ提出していましたが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）が施行されたことにより、平成28年度の当該法定調書から支払先の方のマイナンバー（個人番号）の記載が義務づけられました。

このため、本機構におきましても、謝金の支払を受けられる方々から、マイナンバーとそのマイナンバーの正しい持ち主であるかの身元確認書類の取得が必要となった次第であります。

法定調書へのマイナンバー記載が法令に定められた義務であることをご理解いただき、マイナンバー及び身元確認書類をご送付いただくよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

なお、この事務処理につきましては、下記の業者に委託しており、委託先において実施することについて併せてご理解いただきますようお願いいたします。

また、ご送付いただきましたマイナンバー及び身元確認書類は、法令に基づき厳格に管理・監督するとともに、当該法定調書作成及び税務当局への提出のみに使用することとし、本件以外の事務においては一切使用しないことを申し添えます。

記

1. 委託先

株式会社シーイーシー

連絡先 0120-478-123（平日9:00-17:00）

2. 留意事項

個人番号及び身分証明書のご提示にあたっては、別途、委託先から郵送によりご案内いたしますので、到着後、必ずご確認くださいようお願いいたします。

なお、法定調書を税務当局に提出する際の税理士への委託を除き、委託先からの再委託はありません。

【連絡先】

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

機構本部 事務局 財務課 決算・経理係

電話 03-6402-6219

E-mail mynumber-info@rois.ac.jp

○書類の返送方法については、同封の個人番号提出要領に添って、提出書類を整え、返信用封筒（レターパックライト）へ入れ、ポストへの投函をお願いいたします。

情報・システム研究機構におけるマイナンバー収集等の概要

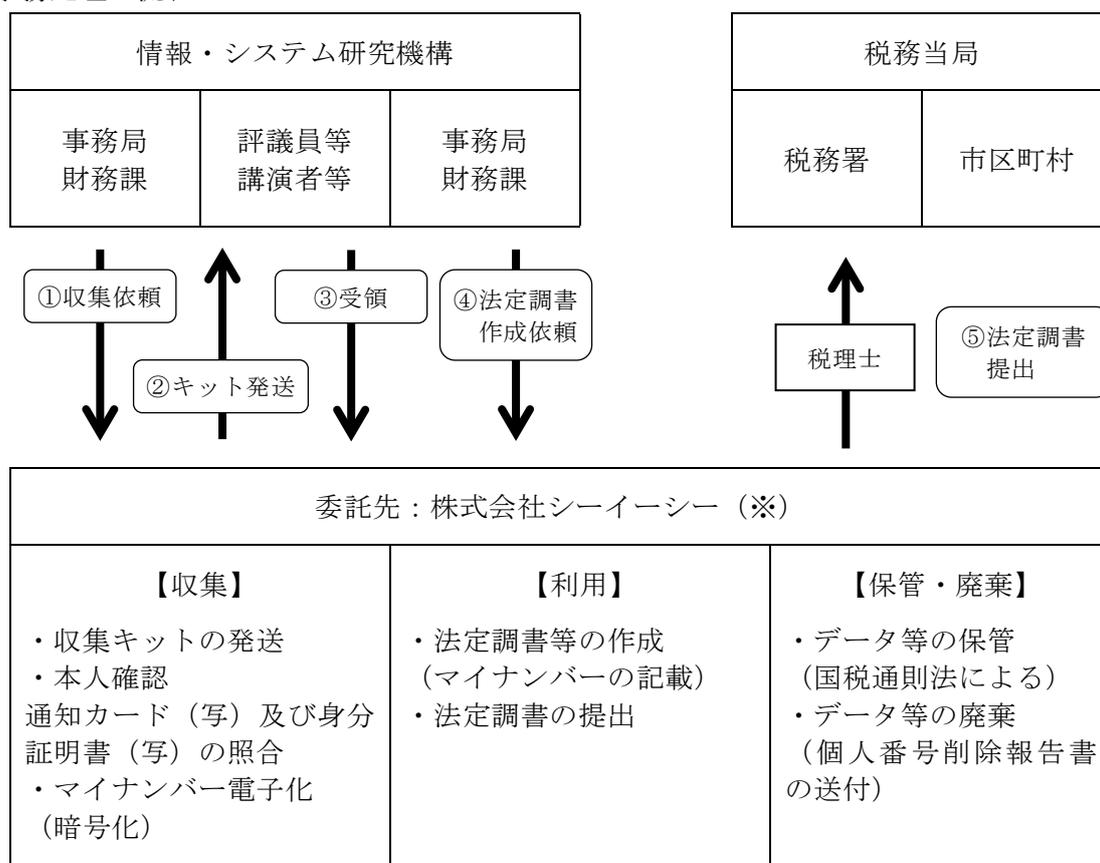
1. マイナンバー利用目的

- ・ 支払調書及び源泉徴収票の作成並びに税務署への提出
- ・ 給与支払報告書の作成及び市区町村への提出

2. 主な対象者

- ・ 評議員、委員等
- ・ 講演者、翻訳者、執筆者、校正者、校閲者等
- ・ その他（実験補助、事務補助等）

3. 事務処理の流れ



※⑤を除き、委託先からの再委託はありません。

①収集依頼

委嘱又は支払い後にマイナンバー収集を依頼。

②キット発送

委託先は、依頼分・返信用封筒を同封したマイナンバー収集キットを発送。

③受領

マイナンバー専用宛先にて受領

④法定調書作成依頼

本機構で作成した法定調書にマイナンバーの記載を委託先へ依頼。（毎年1月）

⑤法定調書提出

委託先より税理士を通じ税務当局へマイナンバーを記載した法定調書を提出。（毎年1月）